

## 総務常任委員会報告書（平成23年12月定例会）

|   |
|---|
| <b>議案番号</b> 議案第94号  |
| <b>議案名</b> 平成23年度宝塚市一般会計補正予算（第5号）   |
| <b>議案の概要</b> <p>本議案は、平成23年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額に、それぞれ8億500万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ691億7,664万4千円とするもの。また、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をそれぞれ追加するもの。</p> <p>歳出予算では、男女共同参画センター管理運営事業、基金管理事業、後期高齢者医療広域連合事業、乳幼児等医療費助成事業などの医療費助成事業、私立保育所保育実施事業や保育所助成金、予防接種事業、林業振興事業、観光施設維持管理事業、都市計画道路荒地西山線整備事業、青少年相談事業、給食事業等をそれぞれ増額する一方、東日本大震災の影響等により、橋りょう維持事業及び荒神川都市基盤河川改修事業をそれぞれ減額するとともに、執行額の確定に伴う執行残等を減額しようとするもの。</p> <p>歳入予算では、法人市民税及び市たばこ税、児童手当及び子ども手当特例交付金、自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金等や一般寄附金等、また、財政調整基金とりくずし等をそれぞれ増額する一方、減収補てん特例交付金、普通交付税、都市基盤河川改修費補助金、県議会議員選挙委託金等や市債の河川整備事業債及び臨時財政対策債等をそれぞれ減額しようとするもの。また、繰越明許費の補正では、観光施設維持管理事業を追加しようとするもの。</p> |
| <b>論点 1</b> 効率化の取り組み  |
| <b>質疑の概要</b> <p>問 選挙事務の効率化による選挙費用の削減努力は。</p> <p>答 第1次開票事務に従事する職員を専任から兼任に振り替え、従事職員数を削減した。また、投票用紙読み取り機器の導入により作業時間を短縮し、選挙事務経費の削減に努めた。</p> <p>問 他市では、特段の判断を要しない第1次開票事務について、アルバイトを採用している例がある。選挙事務に参加することは、市民にとって良い学習機会ともなる。本市でも、アルバイト採用を検討し、さらに一層の経費削減に努められないか。</p> <p>答 第1次開票事務の作業時間は短時間であり、その時間帯だけではアルバイト採用が困難な面はあるが、検討はしていきたい。</p>  |
| <b>論点 2</b> 負の課題への取り組み  |
| <b>質疑の概要</b> <p>問 土地開発公社が保有する土地には、長年にわたり活用が目途が立たないまま起債元金の返済期限を迎える資産があり、多額の資産が塩漬けになっている。</p>   |

答 国も、全国の自治体が抱える不良資産の解消を図ろうとしており、県とも調整を進めている。保有する用地の活用や売却に速やかに対応したい。個別の案件について検討を進めており、いま少し時間をいただきたい。

問 不良資産の存在は将来の本市行政の足を引っ張ることになる。しっかりと市民に説明し、たとえ損失が生じても負の資産の解消を図る必要がある。

保有用地には、接道要件を満たしていない土地や都市計画道路の完成により資産活用が図れる土地等があるが、一定の要件を整えれば売却が可能となる土地も多い。担当だけでなく市全体で取り組むことが必要。

答 庁内で調整し進められるものは進めるよう検討したい。処分すれば大きな赤字を出すことにもなり、そうならないように第三セクター改革推進債など国の制度の活用を考える。

意見 赤字が出ても処分する覚悟が必要。政治的決断により負の遺産の解消を。

### 論 点 3 入札差金について

#### 質疑の概要

問 消防ポンプ自動車の入札では1社だけが著しく安価で入札し落札している。使用できさえすれば良いというものでは困るが。

答 他市で豊富な実績をもつ納入業者。作業工程での確認、中間検査や完了時の検査を実施している。

### 論 点 4 補正の必要性・妥当性・最善性・計画性

#### 質疑の概要

問 橋りょう維持事業について、現況調査の数値に信憑性はあるのか。

答 県の調査マニュアル、仕様書に従い、抽出による調査を行っており、目視による現況調査を実施している。

問 国が進める放射能測定検査の方法は給食1食分のミキサー検査であり、素材は特定されない。市独自に検査方法を見直す自治体もある。

答 食材の納入段階での検査が困難なことから給食のサンプル調査を行うもの。一定の間は各食材の保管を義務づけられており、あらためて食材を特定する検査を行うことはできる。

問 放射能検査の測定結果の取り扱いは。

答 検査の結果、限界値を超えたものは、県や関係機関と協議のうえ市ホームページに公表したい。

問 障害者福祉サービス給付費の伸び率の状況は。

答 平成22年度の支給額は平成21年度と比較し113.4%、平成23年度は平成22年度と比較し112.4%であり年々増加を続けている。今後も給付費は伸び続けると見込

んでいる。家庭内での介護機能の低下が、施設の介護機能のニーズにつながっていると考えている。

問 阪神北広域こども急病センター運営事業分担金は、3市1町区域外である西宮市、尼崎市の利用が14%にも上る中、3市1町（宝塚市、伊丹市、川西市、猪名川町）が分担している。

答 他市の住民にも利用してもらうことで診療報酬は増加し、3市1町分担金の負担軽減につながっている。

問 観光噴水施設の故障の原因が不明とのことだが、従前から何度か故障しており、取替えだけで大丈夫か。

答 今回が初めての大規模修繕であり、水中のポンプであることから取り替えるもの。その際、故障の原因をつかみたいと考えている。

問 観光の象徴的施設が1年半も停止した状態である。観光政策に対する長期的な考え方は。

答 観光噴水施設の停止について速やかに議論し、補正予算により修繕を図ることとした。1年を超える放置となったことには事務の不適切さがあった。問題を担当課で抱え込まず対応していくことが必要。できる限り早期に再開したい。

問 男女共同参画センターが購入する備品の活用は。

答 プロジェクター、DVD 機器等の映像設備を購入。男女共同参画センターの一室に設置し、センターや施設利用者の活動に活用する。別途、市民への貸出用の備品も配置している。

#### 自由討議の概要

なし

#### 討論

なし

#### その他

なし

#### 審査結果

可決（全員一致）

総務常任委員会報告書（平成23年12月定例会）

|                |  |
|----------------|--|
| <b>議案番号</b>    | 議案第95号   |
| <b>議案名</b>     | 平成23年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第2号）  |
| <b>議案の概要</b>   | <p>平成23年度宝塚市特別会計農業共済事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4万2千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ8,206万5千円とするもの。</p> <p>主な補正理由は家畜保険料の保険料率と家畜技術料の技術料率の改定によるものと、園芸施設共済を戻した奨励金等。</p> |
| <b>論点</b>      | 1 補正の必要性・妥当性・最善性   |
| <b>質疑の概要</b>   | なし   |
| <b>自由討議の概要</b> | なし   |
| <b>討論</b>      | なし   |
| <b>その他</b>     | なし   |
| <b>採決結果</b>    | 可決（全員一致）   |

総務常任委員会報告書（平成23年12月定例会）

|   |
|---|
| <b>議案番号</b> 議案第96号  |
| <b>議案名</b> 平成23年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第3号）  |
| <b>議案の概要</b> <p>平成23年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億5,176万5千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ128億9,754万6千円とするもの。</p> <p>歳出予算の主なものは、介護予防サービス給付費の見込み増による増額や前年度の実質収支の黒字額を介護給付費準備基金に積み立てるための増額をする一方、地域密着型介護サービス費の見込み減に伴う減額とともに、一般管理事業の執行額の確定に伴う執行残等を減額しようとするもの。</p> <p>歳入予算の主なものは、介護サービス給付事業等の増に伴う介護給付費国庫負担金、介護給付費準備基金とりくずし等を増額するほか、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。</p> <p>※地域密着型介護サービス—小規模多機能型（①通い、②訪問、③ショートステイの3つがセット）の居宅介護のこと</p>  |
| <b>論点</b> 1 今後の計画と対策について  |
| <b>質疑の概要</b> <p>問 地域密着型介護サービス等給付事業の公募で、1、2、5ブロックで応募がなかった理由と今後の対応は。</p> <p>答 現在のところ利用者が少なく採算性が悪いことと、事業開始時補助金が本年度末までと言われていたため計画が立てにくかったものと思われる。今後も引き続き公募する。</p> <p>問 引き続き公募するにあたり、新たに変更する内容はあるか。</p> <p>答 小規模多機能型居宅介護未整備の圏域については認知症対応型グループホームの併設など採算性が見込みがある複合型で誘導したい。</p> <p>問 本市だけ事業者の応募がないのか、全国的な傾向か。</p> <p>答 小規模多機能型居宅介護を利用すると、制度上、専属のケアマネージャーとなり、これまでのケアマネージャーとのつながりが切れてしまうなどが原因で、全国的な傾向である。</p> <p>問 募集の方法についての工夫は考えているか。</p> <p>答 具体的なプランはないが工夫をして行いたい。</p> |

**論 点 2** 補正の必要性・妥当性・最善性

**質疑の概要**

なし

**自由討議の概要**

議員A 計画的ではない。地域性を把握しており、制度の問題点も認識しているなら、本市においての介護保険制度の考え方をもっておかなければならないのでは。

**討論**

なし

**そ の 他**

なし

**採決結果**

可決（全員一致）

## 総務常任委員会報告書（平成23年12月定例会）

|  |
|--|
| <b>議案番号</b> 議案第97号   |
| <b>議案名</b> 平成23年度宝塚市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第1号）   |
| <b>議案の概要</b> <p>平成23年度宝塚市特別会計公共用地先行取得事業費の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,991万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ33億9,219万円とするもの。</p> <p>歳出予算は、市債の利率が当初の1.4%から1.1%となり、市債償還金利子が確定したことに伴い償還事業を減額しようとするもので、歳入予算は、一般会計からの繰入金を減額しようとするもの。</p>  |
| <b>論点 1 負の課題への取り組み</b>   |
| <b>質疑の概要</b> <p>問 公社が先行取得した土地は10年以内に活用することが求められているが、用途がたたないまま土地購入に要した債権の償還期限をやがて迎えることになる。</p> <p>答 市営住宅建設や駐車場用地等として先行取得したもの。現在は利子分のみを返済しているが売却により元金の返済が必要となる。</p> <p>問 地元には公園等に活用するよう求める声も多いが実現できるものではなく、膨大な土地が活用されないまま市の負債となっている。市民にしっかりと説明し、土地の有効活用を進める必要があるのでは。</p> <p>答 地元にはそれぞれ強い思いはあるが、公園としての活用は困難であることや土地利用を進めたいことを説明し理解を求めている。債券の償還期限までには折り合いをつけ、地域のために役立ち、かつ収益の上がる土地活用を図りたい。</p> <p>問 この事実を公表し、過去の負の遺産を清算する必要がある。過去の市長が購入したもののだが、先送りにせずその解消に取り組まないと本市の財政再建はできない。</p> <p>答 土地の時価は購入時と比べ下がっている。売却によりその差額を一般会計から負担することとなり一時に多額の資金が必要となるが、民間へ土地を貸与することにより再度債権をおこすことができる。いったん民間に土地を貸与し、その後運用を検討していきたい。</p> |
| <b>論点 2 補正の必要性・妥当性・最善性</b>   |
| <b>質疑の概要</b> <p>なし</p>   |
| <b>自由討議の概要</b> <p>なし</p>   |

|                  |
|------------------|
| 討論<br>なし         |
| その他<br>なし        |
| 審査結果<br>可決（全員一致） |

総務常任委員会報告書（平成23年12月定例会）

|                |  |
|----------------|--|
| <b>議案番号</b>    | 議案第98号   |
| <b>議案名</b>     | 平成23年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）   |
| <b>議案の概要</b>   | <p>平成23年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,201万2千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ27億3,281万円とするもの。</p> <p>歳出予算は、前年度の保険料収入の繰越金を兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付するため、後期高齢者医療広域連合納付金を増額しようとするもの。</p> <p>歳入予算は、前年度からの繰越金を増額しようとするもの。</p> |
| <b>論点</b>      | 1 補正の必要性・妥当性・最善性   |
| <b>質疑の概要</b>   | なし   |
| <b>自由討議の概要</b> | なし   |
| <b>討論</b>      | なし   |
| <b>その他</b>     | なし   |
| <b>採決結果</b>    | 可決（全員一致）   |

総務常任委員会報告書（平成23年12月定例会）

|   |
|---|
| <b>議案番号</b> 議案第106号   |
| <b>議案名</b> 公の施設の指定管理者の指定について  |
| <b>議案の概要</b><br>宝塚市立男女共同参画センターを管理する指定管理者の指定期間が平成24年3月31日をもって満了するため、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間における当該施設の指定管理者として、宝塚市中野町4番11号、特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西を指定しようとするので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。   |
| <b>論点</b> 1 指定管理者選定過程の妥当性   |
| <b>質疑の概要</b><br>問 施設管理と事業実施についての市の関与は。<br>答 事業については年度当初に事業計画書の提出を受けて、男女共同参画センターの事業としてふさわしいか判断し、実施に向け協議している。<br>問 事業計画に掲げられている事業が、宝塚市の男女共同参画についての考え方であると本市が認めているということか。<br>答 男女共同参画センター条例の目的に沿った事業であると理解している。<br>問 偏りのある実施計画になっていないか。<br>答 偏りのない事業展開については、指定管理者と調整しながら実施したい。<br>問 指定管理期間の5年間も、スタッフの雇用が継続していないが。<br>答 指定管理者に対しスタッフの継続性、安定雇用の確保に努めるよう言っている。<br>問 選定対象が委員の評価点の6割以上となっているが、制度上の基準があるのか。<br>答 決まりはないが、選考委員会であらかじめ議論をして6割以上と決定した。<br>問 前回平成19年のときの応募者数と得点は。<br>答 2団体で今回の法人が1000点中803点、もう一者が警備会社で638点。<br>問 この5年間で他の団体に応募してもらうような取り組みはしたか。<br>答 市内に男女共同参画に関するNPOは9団体ほどあり、そういった団体が指定管理者になる可能性などの情報収集をしたい。<br>問 危機管理体制の点数が満点の5割であるが、この採点については。<br>答 考えられる要因は、緊急時対応マニュアルが作成中であったためと思われる。<br>問 適切な収支計画と認められるかの項目が6割であるが。<br>答 収支予算書に「年度途中で収支を見て、差があれば男女共同参画課と協議したい」という記載があり、予算に対する主体性について判断されたものと思われる。<br>問 事業面での委員はいるが、管理面、経理面のわかる委員がいないのでは。 |

答 他市で館長を務める委員もおり、実務の知識はある。経理面は大事な観点であるため、今後、それを踏まえ委員の在り方を見直ししていきたい。

**自由討議の概要**

なし

**討論**

なし

**その他**

なし

**採決結果**

可決（全員一致）

## 総務常任委員会報告書（平成23年12月定例会）

|  |
|--|
| <b>請願番号</b> 請願第8号  |
| <b>請願名</b> 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書提出についての請願  |
| <b>請願の概要</b> <p>家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法56条で「生計を一にする配偶者その他の親族が事業に従事した時、対価の支払い（給料）は必要経費に参入しない」と定められており、必要経費として認められていない。事業主の所得から、事業専従者の配偶者が86万円、他の親族が50万円を控除できるが、このわずかな控除が家族従業者の「年間の収入」とみなされ、「車や家を買いたくてもローンが組めない」「交通事故の休業補償が専業主婦より少ない」など社会的にも経済的にもまったく自立できない状況となっています。</p> <p>税法上は青色申告にすれば、給料として経費にできますが、同じ労働に対して青色・白色で差をつける制度自体が矛盾しており、基本的人権を侵害しています。自由法曹団はじめ全国の税理士会も、所得税法56条廃止を求める意見書を国に提出し、地方自治体でも、所得税法56条の廃止への理解が広がり、11月現在、全国で338の自治体の議会が同条廃止の意見書を国に送付しています。</p> <p>私たちは、一人ひとりが人間として尊重される、憲法に保障された権利を求めています。</p> <p>家族従業者の地位向上のため、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書を提出していただくようお願いします。</p> <b>請願項目</b> 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書を政府に送付すること |
| <b>論点</b> 1 不正防止と人権侵害  |
| <b>質疑の概要（※請願の質疑には紹介議員が答えています）</b> <p><b>問</b> 青色申告であれば記帳などでチェックができるため、不正防止につながるという理由で、正当に働いた分を必要経費と認めないという人権侵害が許されるのか。見解を。</p> <p><b>答</b> 不正の防止と働いた分の給料を認めるかどうかは別の問題。本来働いた分は賃金として保証されるものであり、白色申告か青色申告かで制限を受けるものではない。</p>  |

## 論 点 2 請願者の主張の妥当性

### 質疑の概要（※請願の質疑には紹介議員が答えています）

- 問 家父長制度という過去の制度に基づいた制度が残っているということか。
- 答 家父長制度の考え方を残したまま現在に至っているものと考えている。
- 問 毎日忙しくて記帳する時間もない。とのことであるが、記帳はしていないのか。
- 答 青色申告で定められている記帳まではできていない。
- 問 自主申告の制度である。記帳に積極的でないが、正しい申告ができているか。
- 答 事業所によって違うとは思いますが、正しくしなければならないものと思う。
- 問 正しく記帳されているなら、青色申告することに問題はないのでは。
- 答 白色申告から青色申告に変えることが請願の趣旨ではなく、白色、青色に関わらず自家労賃は認められるべきというのが趣旨。
- 問 青色申告により正確な記帳をすることで、税の公平性が担保されているのではないか。
- 答 大企業による脱税等もあり、青色だから正しいとはいえない。白色でも正確な記帳をしている者もいる。

## 論 点 3 本市議会が意見書を出す妥当性、必要性があるのか

### 質疑の概要（※請願の質疑には紹介議員が答えています）

- 問 現在国の税制調査会で税制の抜本改革が検討中だが、あえて本市議会が意見書を出す必要があるのか。
- 答 56条や自家労賃についての方針は出ていないと認識している。中小企業の思いを組み入れる税制改正の後押しとなると思う。
- 問 国税の税制改革について、本市議会が意見書を出す意義は。
- 答 公平性とは別のこととして、56条により一人一人の働き分が認められていないことの検討は必要。意見書を出すことは大きな意味がある。

### 自由討議の概要

- 議員 A 不正を防止するためなら、家父長制の名残である人権侵害を許していいのか。働き分を給料として認めることと公平性の担保とは別の話。  
国の抜本改革の内容は決定していないのだから、意見書を出すべき。
- 議員 B 人権侵害ということで、税法が憲法違反と決めつける議論はどうか。  
青色申告制度が創設された意義、税の負担の公平性を担保するためということを考えれば、青色申告にすれば解決するのでは。  
憲法に規定されている国民の納税の義務。申告して納税する義務を果たすということなら、なぜ白色申告に執着するのか。

56条を廃止するだけなら、家族についても所得税の申告をしなければならないのではないかと。そうであれば青色申告をすれば良いのでは。

議員A 人権侵害と捉えるかどうかは考え方によるが、給料が正当に認められていないことは事実。

議員B 青色申告と白色申告の大きな違いは第三者の目が入るかどうか。青色申告は第三者の証明がないと受理されない制度。信憑性の違い。

議員C この法律は抜け道封じの措置。56条自身は少し問題はあるが、要領のよい納税者に対する抜け道封じが完全に担保されていないから、今政府で議論している。その案が出ないことには、56条の廃止を認めるべきではない。

議員D 全国で半数の税理士会が56条に疑義があると言っており、国会でも一定の問題があるとの答弁がある。意見書を出すことに反対ではないが、内容については一致する必要があり、全体のバランスを見て、議論して考えるべきもの。

議員E 56条を廃止することで、租税回避として悪用される可能性が高い。簡易な申告だけでは客観性が担保されない。客観性を担保する制度を作ることと合わせて行うものではないか。

議員D 今回の請願項目は、56条の廃止ではなく、自家労賃を必要経費と認めてほしいというもの。極めて当たり前の主張。

議員C 青色申告では、すでに自家労賃を必要経費として認められている。

議員E 今回の請願項目は自家労賃を必要経費として認めることだが、内容は56条の廃止で、求めているものは過去の請願と同じではないか。

議員D 請願の中では56条の廃止ではなく、廃止への理解が広がっているという状況報告。

議員E 自家労賃を必要経費として認めるという結果については理解はできても、この内容で、どういう意見書にするかはイメージできない。

(再質疑)

**質疑の概要 (請願の質疑には紹介議員が答えています)**

問 請願者の願意は、思いを酌み取ってほしいということで、あとは議会の判断に任せるとのことか。

答 自家労賃を認めてもらいたいというのが一番の思い。どういう内容の意見書になるかはこだわるものではない。

**討論**

議員A (賛成討論)

働いた賃金は正当に認められるべきであり、その意見を国に上げていくということが求められているので請願を採択すべき。

議員E (反対討論)

56条の廃止についての内容があり、その部分を除いた意見書は考えられない。また税の公平性を担保する青色申告を否定するような請願は採択できない。

議員C（反対討論）

納税の公平性は国民に課せられた義務であり、中小企業にも正確な記帳が求められるもの。この意見書を出すことには賛成できない。

そ の 他

なし

採 決 結 果

不採択（賛成少数）      賛成2名 反対6名